

第54回日本海洋少年団全国大会競技規則

(平成30年10月13日決定)

(平成31年3月5日最終修正)

第1条 この規則は、第54回日本海洋少年団全国大会実施要領(平成30年10月日)第9条第3項に基づき、第54回日本海洋少年団全国大会(以下「全国大会」という。)で実施する競技の運営等について必要な事項を定める。

第2条 手旗競技は、次の各号に掲げるとおり実施する。

- (1) 競技は、一斉に行うこととするが、競技に参加する者(以下「選手」という。)が多い場合は、複数の競技場で数回に分けて実施する。その際、競技が終わった選手とこれから競技を行う選手とは、全ての競技が終了するまで一切接触しないようにしなければならない。接触した場合は、その選手を失格とする。
- (2) 送信文は、日本海洋少年団連盟が作成し、競技開始直前まで厳重に保管することとする。
- (3) 受信用紙は、実行委員会が準備することとする。採点対象選手又は採点対象チームの受信用紙は黄色とする。
- (4) 手旗及び受信板は、選手が用意することとする。
- (5) 送信者及びその補助員は、競技委員の中から競技委員長が指名する。
- (6) 採点は、競技委員が行うものとする。採点上疑義を生じた場合は、競技委員長が決定する。

2 手旗競技A種目は、次の各号に掲げるとおり実施する。

- (1) A種目受信競技は、無意味50字、有意味50字の順に送信し、送受信競技は、無意味50字を送信する。
- (2) A種目受信競技は、正解した1字を1点とし、誤字、脱字、余剰の字は1字につき1点を減じることとし、A種目送受信競技は、正解した1字を2点とし、誤字、脱字、余剰の字は1字につき2点を減じることとする。
- (3) A種目送受信競技は、最終受信者の点数と品位点(100点満点)との合計点により成績を決定する。同点の場合は、タイムが速いチームを上位とする。ただし、同点でなおかつ同タイムの場合は、同位とし、以下、順位を飛ばして繰り下げる。
- (4) A種目受信競技は、同点の場合は、同位とし、以下、順位を飛ばして繰り下げる。
- (5) A種目受信競技の総合得点にかかる採点対象者は、10名以内とし、各団より対象者を事前に申請するものとする。
- (6) 各競技では、半濁点、数字、記号形象、キ、エを使用しないこととするが、濁点は、無意味、有意味ともに使用し、半濁点は、有意味に使用する。

ただし、濁点は、濁点の付く字の後に送信し、濁点単独で1字に計上する。

例 送信を行わない場合 ア行・ナ行等の濁点付かない文字の後

送信を行う場合

カ行・サ行等の濁点の付く文字の後

※ガと送信した場合

「カ」、「^ゝ」の2文字として用紙に記入する。

3 手旗競技B種目は、次の各号に掲げるとおり実施する。

- (1) 競技は、受信競技とし、第零原画から第14原画のなかから原画20画を送信する。
- (2) 正解した1画を5点とし、誤字、脱字、余剰の原画は1画につき5点を減じ、成績を決定する。
- (3) 総合得点にかかる採点対象者は、5名以内とし、各団より対象者を事前に申請するものとする。

第3条 手旗競技A送受信競技における品位点は、1チーム100点満点とし、採点対象は、次のとおりとする。

- ① 制服・制帽、②肩章(夏用又は冬用を問わない。)、③都道府県名章、④団名章、⑤えり章

2 品位点の対象となる服装は、日本連盟服装細則(平成30年3月13日)第3条、第4条及び第5条に定めるところによる制服、制帽及びき章等とする。ただし、経過措置により、男子団員のズボンは、団毎に統一し、「白色のズボン」を着用することができる。

3 品位点の採点は、3名の競技委員で行い、全員一致の場合に減点となる。

4 品位点の採点は、参加チームが競技場内に入り整列し終えた時から、各チームの競技終了時までの間に行うものとする。

5 品位点は、選手1人20点の持ち点で減点方式とし、1人1人採点する。

- (1) 制服制帽を着用しないもの(入場時に着用していないものを対象とし、競技中に制帽を落とした等は対象としない。)は10点減とする。
- (2) 服装が乱れている(シャツがズボンやスカートから出ている等の著しい状態)ものは5点減とする。
- (3) 肩章を着用しないものは2点減点、都道府県名章、団名章及びえり章を着用しないものは、各1点減点とする。

6 各単位団の中において独自で作成しているき章等の着用については、品位点の対象にはならないが、日本連盟規定のき章等が所定の位置に付いていない場合は、減点の対象とする。

第4条 手旗競技A種目受信競技の進行は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受信競技は、各競技場毎に選手全員が一堂に会して、一人の送信者の発する信号を同時に受信する。
- (2) 選手は、指示に従い前後、左右の間隔(空間1米以上)を崩さないよう迅速に位置につき、終了後も、勝手に位置を離れることなく指示により移動する。
- (3) 競技委員は、選手が迅速に定位置につくように指導し、競技中は列内に立ち入らず、競技終了後は速やかに受信用紙を集め、競技委員長に提出する。

- (4) 送信速度は、1分間40文字とし、無意味は5字毎に、有意味は区切りのよいところで区切り、約5秒休むものとする。
- (5) 試し送信は、20字以内とし、必ず「試す」を令して送信する。「試し」を終り本文に移る前は、起信符を行ったのち、発動符（赤旗）を上げて待ち、開始合図の号笛により発動符を下げて送信を始める。
- (6) 区切りには、送信者は発動符（赤旗）を上げて区切りを示し、号笛を鳴らして知らせ、約5秒経過後、次を送信するには、送信者は発動符（赤旗）をおろし、号笛を鳴らしてから送信を始める。
- (7) 送信の終了は、送信者の終止符による。
- (8) 無意味、有意味ともに受信競技終了後、1分間の清書時間を与える。清書時間については、アナウンスで開始及び終了を周知する。
- (9) 清書時間を過ぎても受信用紙への書き込み、変更等を行ったと競技委員に判断された場合、その選手は失格となり、受信用紙は無効となる。
- (10) 選手は、清書終了後、受信用紙を右手で上に差し上げ、競技委員はこの受信用紙を回収する。選手は、全ての受信用紙の回収が終了した後、係員の指示に従い解散する。

2 手旗競技A種目送受信競技の進行は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各チームは、1列縦隊(前後約5米間隔)に整列し、床に腰をおろし、第1送信者及び第1受信者以外は後ろ向きとする。
- (2) 第1送信者は、送信文を受領し、競技委員の合図により後ろ向きとなり、団名又は番号を呼んで第1受信者に送信するが、その他の言葉は一切発してはならない。送信終了後は、正面に向き低い姿勢となる。
- (3) 第2送信者が送信する場合も同様に行い、順次、同様の方法で送信をする。
- (4) 最終受信者が受信を終了したら、受信用紙を速やかに競技委員に提出する。
- (5) 送受信には必ず起信、発動、応信、終信、解信等の形象を行う。
- (6) 競技は、競技委員の合図により一斉に開始し、競技委員（計時員）がストップオッチを押し、計時を開始する。競技時間は「10分間」とする。
- (7) 最終受信者が受信を終了したら速やかに立ち上がり、回れ右を行った後、競技委員に終了を申告し競技を終える。この申告の時刻をもって当該チームの競技時間とする。
- (8) 受信用紙は競技委員に手渡し、競技委員は団名等の確認を行う。
- (9) 競技開始後、10分経過して受信用紙が競技委員に提出されない場合、又は、前第2号に違反した場合は、そのチームを失格とする。

第5条 手旗競技B種目の進行は、第2条第1項を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 送信速度は、手旗競技A種目と同様とし、5原画毎に区切り、約5秒休むものとする。

- (2) 試し送信は、10 原画以内とし、必ず「試し」を令して送信する。「試し」を終り本文に移る前は、起信符を行ったのち、発動符（赤旗）を上げて待ち、開始合図の号笛により発動符を下げて送信を始める。
- (3) 区切りには、送信者は発動符(赤旗)を上げて区切りを示し、号笛を鳴らして知らせ、約5秒経過後、次を送信するには、送信者は発動符（赤旗）をおろし、号笛を鳴らしてから送信を始める。
- (4) 送信の終了は、送信者の終止符による。
- (5) 無意味、有意味ともに受信競技終了後、1分間の清書時間を与える。清書時間については、アナウンスで開始及び終了を周知する。
- (6) 清書時間を過ぎても受信用紙への書き込み、変更等を行ったと競技委員に判断された場合、その選手は失格となり、受信用紙は無効となる。
- (7) 選手は、清書終了後、受信用紙を右手で上に差し上げ、競技委員はこの受信用紙を回収する。選手は、全ての受信用紙の回収が終了した後、係員の指示に従い解散する。

第6条 ロープワーク競技は、次の各号に掲げるとおりに実施する。

- (1) 競技は、一斉に行うが、選手が多い場合は、複数の競技場で数回に分けて実施する。その際、競技が終わったチームとこれから競技を行うチームとは、全ての競技が終了するまで一切接触しないようにしなければならない。接触した場合は、そのチームを失格とする。
- (2) 競技の課題は、別添の「全国大会ロープワーク競技A種目課題」及び「全国大会ロープワーク競技B種目課題」のとおりとする。
- (3) 採点用紙は、実行委員会が準備することとする。採点対象選手又は採点対象チームの受信用紙は黄色とする。
- (4) ロープは、**実行委員会**が用意することとする。
 - イ 個人競技に参加する選手は、ロープを1本**使用**する。
 - ロ 団体競技に参加する選手は、ロープを2本**使用**する。
- (5) 採点は、競技委員が行うものとする。採点上疑義を生じた場合は、競技委員長が決定する。
- (6) 競技委員は、不明瞭な結びについては、競技者の競技に差支えないように、次のとおり時間に配慮したうえで競技委員長にサポートの依頼を行うことができる。
 - イ 個人競技の場合は、競技委員が予備のストップウォッチによりサポートに要した時間を計測し、サポートに要した時間を10分から削減する。
 - ロ 団体競技の場合は、そのチームがすべての課題を終了し、計時を終了後にサポートを依頼する。
- (7) サポート申請の方法は、競技委員が右手を挙げ、サポート員が到着後、競技委員は不明瞭の結索を指で示す。サポート員は、正解なら顔前方で、両手を使い丸（○印）を、不正解なら両手を使いクロス（×印）を示す。

2 ロープワーク競技A種目は、次の各号に掲げるとおり実施する。

- (1) A種目は、個人競技、団体競技ともに10課題を行うこととする。
- (2) A種目は、個人競技の競技時間は10分、団体競技の競技時間は5分とする。
- (3) A種目の個人競技は、同点の場合は、同位とし、以下、順位を飛ばして繰り下げる。
- (4) A種目の個人競技の総合得点にかかる採点対象者は、10名以内とし、各団より対象者を事前に申請するものとする。
- (5) A種目の団体競技は、タイムレースとし、同点の場合は、タイムが速いチームを上位とする。ただし、同点でなおかつ同タイムの場合は、同位とし、以下、順位を飛ばして繰り下げる。
- (6) A種目の団体競技は、チーム5名全員が一緒に1名各2課題を行うものとする。
- (7) A種目の団体競技で選手が2課題を行わなかった場合又は3課題以上を行った場合は、そのチームを失格とする。
- (8) A種目の団体競技においては、団名・チーム名で『競技団名』とし、1チームの場合は、団名のみを記載する。

なお、課題番号は、

- ① 例1：杉並団Aチーム、氏名は名簿順に記載
- ② 例2：杉並団、氏名は名簿順に記載

3 ロープワーク競技B種目は、次の各号に掲げるとおり実施する。

- (1) B種目は、個人競技とし、10課題を行うこととする。
- (2) B種目の競技時間は10分とする。
- (3) B種目の競技が同点の場合は、同位とし、以下、順位を飛ばして繰り下げる。
- (4) B種目の総合得点にかかる採点対象者は、5名以内とし、各団より対象者を事前に申請するものとする。

第7条 ロープワーク競技A種目個人競技の進行は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 選手は、予め配布される採点用紙に、名前、所属団名の記入するものとする。記入に不備がある採点用紙は無効とする。
- (2) 選手は、指示された位置に整列し、競技委員に背を向けて腰を下ろし待機する。
- (3) 選手は、競技委員の指示により採点用紙を提出する。
- (4) 採点用紙を受け取った競技委員は、競技課題を競技者に示す。
- (5) 競技委員の号笛またはその他の合図により一斉に開始し、競技委員（計時員）がストップウォッチを押し、計時を開始する。
- (6) 競技は、指定された場所からスタートし、指定された競技台において指定された結索を行う。
- (7) 課題の結索を行う順番は、選手の自由とする。
- (8) 選手は、1課題が終了したら競技委員に課題を示し、競技委員の判定を受ける。正解なら顔前方で、両手を使い丸（○印）を、不正解なら両手を使いクロス（×印）

を示す。不正解の場合は競技時間内で有れば、やり直しができる。

- (9) 選手は、全ての課題が終わった後、右手を挙げ『終了』と宣言を行う。これをもって競技終了とし、宣言以降の修正は認めない。
- (10) 競技委員は、競技終了後、採点用紙に競技時間と判定を○×で記入する。
- (11) 競技委員は、競技時間が10分に達した場合、『止め』を令し、競技を中止させる。
- (12) 選手は、『止め』の号令により結びを解き、競技委員の指示により解散する。

第8条 ロープワーク競技A団体競技の進行は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 選手の代表は、予め配布される採点用紙に、所属団名、チーム名及び氏名を名簿順に記入するものとする。記入に不備がある採点用紙は無効とする。
- (1) 選手は、あらかじめ指定された配置で整列を行い、競技委員に背を向けた状態で腰を下ろして待機し、競技委員の指示により採点用紙を提出する。
- (2) 競技委員は、渡された採点用紙と目前のチームの確認を行う。
- (4) 選手代表は、競技委員から課題を受取り、競技委員の打ち合わせ始めの合図により、協議して各課題の担当を決定する。競技委員は、2分経過後止めを号令する。
- (5) 競技委員の「始め」の号令で競技を開始し、同時に競技委員がストップウォッチを押してタイム計測を開始する。
- (6) 選手は、2つの課題を終了後、競技委員に対して右手を挙げ『終了』と宣言する。
- (7) 5名の選手全員が終了を宣言したときに競技委員がストップウォッチを止めて、その時間を記録する。
- (8) 競技が終了したチームは、指示された場所において待機する。
- (9) 競技委員は、10の課題について合否を判定し、その結果を記録する。
- (10) 競技委員は、記録を終了後、『解散』を号令し、チームに結びを解かせ解散させる。
- (11) 競技開始から5分経過してもチーム全員の競技が終了しない場合は、競技委員が『止め』を号令し、競技を中止させる。選手は、ロープの結びを解き競技委員の指示により解散する。

第9条 ロープワーク競技B種目の進行は、第6条第1項を準用するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 課題の結索を行う順番は、選手の自由とするが、課題が不明な場合は、競技委員に課題を読み上げてもらい結索を行うことができる。
- (2) 競技委員は、選手が競技の進行等について、混乱している場合は、積極的に助言するものとする。

第10条 この規則によることができない場合は、競技委員長の申告を受け、または申告を受ける間がないときは、実行委員長の判断により決定するものとする。

第11条 この規則に定めるもののほか、競技に関する事項は、実行委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月13日から施行する。